

福岡市通学路交通安全対策プログラム

福岡市

目 次

<u>1 経 緯</u>	1
<u>2 基本方針</u>	(1)
<u>3 福岡市通学路交通安全対策</u> <u>推進協議会の設置</u>	2
<u>4 取組内容</u>	3
(1) 通学路安全点検実施と対応必要箇所への対応 (3)	
① 通学路安全対策の確立	
② 通学路安全点検	
③ 合同点検	
④ 対策の検討	
⑤ 対策の実施	
⑥ 対策効果の把握	
⑦ 再検討	
(2) 学校における取組の推進 (6)	
① 保護者及び地域との連携	
② 交通安全教室・自転車教室の実施	
③ 通学路マップ・安全マップの作成及び見直し	
<u>5 公 表</u>	9
○福岡市通学路 交通安全対策推進の基本スケジュール	10
○関係機関一覧	11

1.経 緯

平成24年、登下校中の児童等の列に自動車が進み死傷者が発生する痛ましい事故が相次いで起こりました。これを受け、平成24年5月30日に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同による通知「通学路の交通安全の確保の徹底」が出され、通学路の緊急合同点検を実施しました。その結果、福岡市において、434箇所の危険箇所が明らかとなり、現在、各関係機関が対策に取り組んでいます。

平成25年12月6日に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同の通知により、地域ごとの通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針を策定するとともに、継続した取組を行うために協議会等の推進体制を構築することが示されました。そこで、福岡市では、緊急合同点検の仕組みを生かして、学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者、警察が連携して取り組む、通学路の安全体制づくりを進め、ここに「福岡市通学路交通安全対策プログラム」を策定するに至りました。

2.基本方針

福岡市の通学路安全の確保に向けた取組として、学校、保護者、地域、各関係機関が連携・協力し、継続した通学路の交通安全推進体制を構築し、PDCAサイクルに基づく、計画的な通学路の点検及び改善対策を実施するとともに、交通安全教室、自転車教室を実施するなど、交通ルール周知徹底とマナー向上を図ります。

また、「本プログラム」は、実施状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行っていきたいと考えています。

3.福岡市通学路安全対策推進協議会の役割

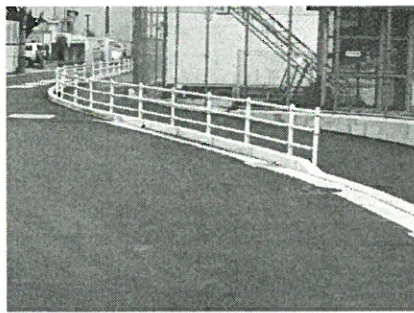
福岡市教育委員会が主体となり、学校、警察署、道路管理者、保護者や地域等、関係機関による推進協議会を開催し、対策案、対策箇所の効果及び再検討案の報告・検討を行います。

参 考

通学路の安全確保と一口に言っても様々です。それは通学路の状況がそれぞれに異なり、その状況に応じた安全対策を行う必要があるからです。



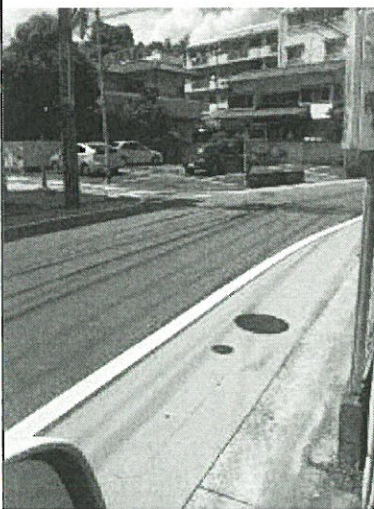
歩行者用押ボタンの電球切れで「おまちください」の表示が出ないようなときは警察に連絡すると対応してくれます。



子どもたちの安全を確保するため、歩道や横断防止柵等の設置に努めています。



登校時間帯は歩行者用道路であることを標識だけでなく路面標示ではっきり分かるように示しています。



路側帯をカラー化することで通行車両がより歩行者を意識して通行することができます。

区画線の塗り直しや路側帯のカラー化などは道路管理者である区役所で行います。信号や横断歩道の新設などは交通管理者である警察が対応します。道路環境や交通規制以外の対応としては、地域の見守り活動や児童の交通安全に対する意識の向上により対応します。



歩車分離信号や横断歩道の新設など大規模な改善も行われることもあります。



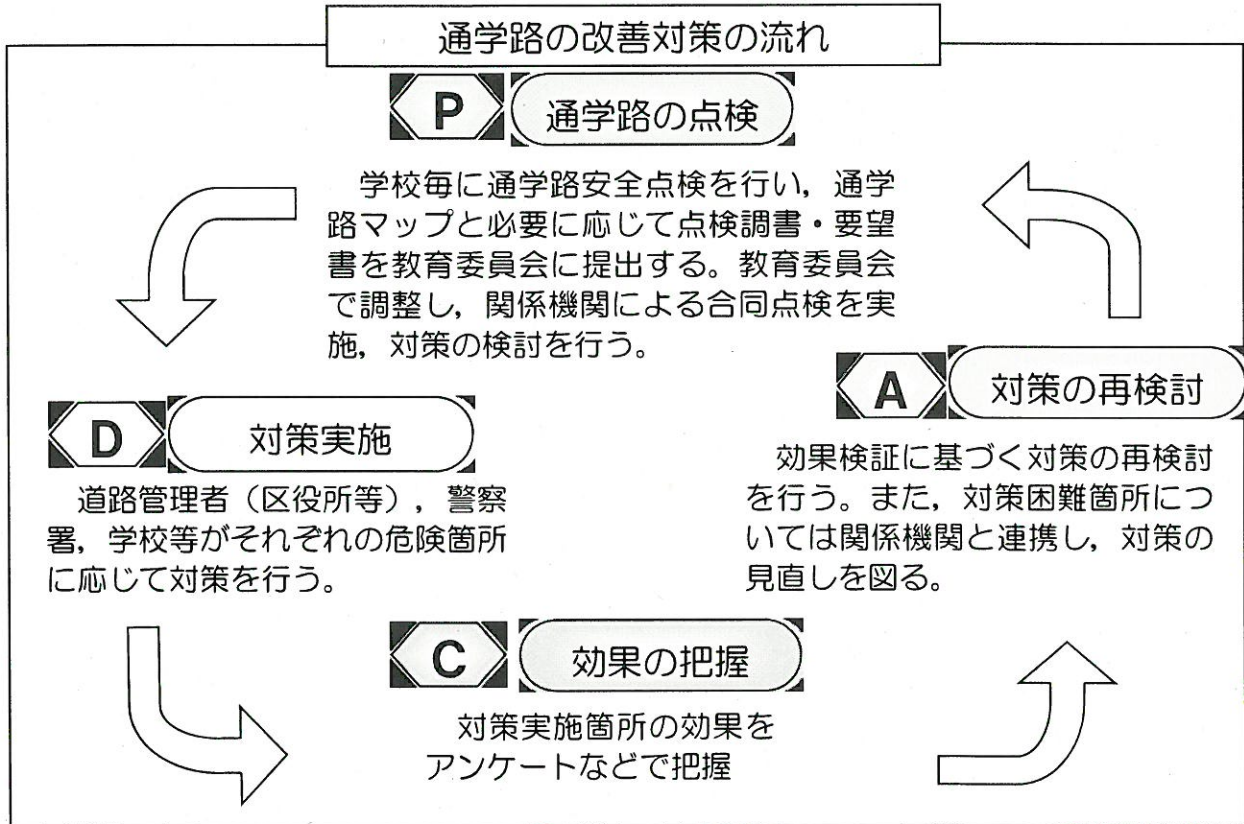
地域や保護者の方の見守り活動も通学路の安全確保には欠かせません。

4.取組内容

(1) 通学路安全点検実施と対策必要箇所への対応

① 通学路安全対策の確立

- 継続的及び効果的な対策を推進するためのP D C Aサイクルを構築。



② 学校による通学路安全点検

- 学校毎に道路状況や交通状況等を考慮し、児童生徒の安全が確保できることの確認や危険箇所の把握をするとともに、これまで通学路に指定していない道路において道路整備や信号の設置等で安全が確保され、新たな通学路になりうる道路の調査を行い、通学路マップと点検調書・要望書等を作成する。
- 点検調書・要望書を整理し、学校、警察署、道路管理者の相互確認が必要な箇所をまとめる。

危険箇所点検調書	
学校名	学校
危険箇所の場所 (番地幅まで)	
どんな危険	
改善内容	<input type="checkbox"/> 歩道の設置 歩道 行楽路の設置 橋脚 <input type="checkbox"/> 防護柵の設置 <input type="checkbox"/> 緑地/ポット/防護 <input type="checkbox"/> 護軌等の設置 <input type="checkbox"/> 交通安全のカーブ標識 <input type="checkbox"/> 歩道標識 <input type="checkbox"/> 歩道の標示 <input type="checkbox"/> 歩道標識(カーブ) <input type="checkbox"/> 歩道の設置 <input type="checkbox"/> 歩道の標示 <input type="checkbox"/> その他(不明分)
位置図 (S:1/2,000~1/2,500) ※この位置図は、調査した危険箇所の位置を示すために作成されたものである。	

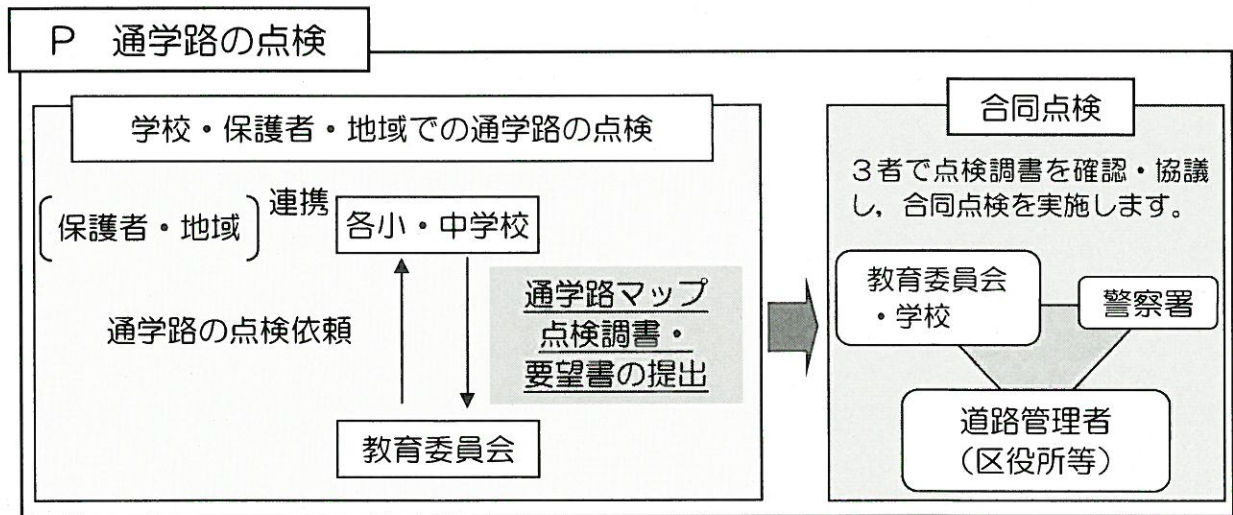
危険箇所点検調書

③ 合同点検

- 学校毎の通学路安全点検の結果を基に教育委員会で調整し、各区において年に1回、教育委員会・学校、警察署、道路管理者等による合同点検を実施。

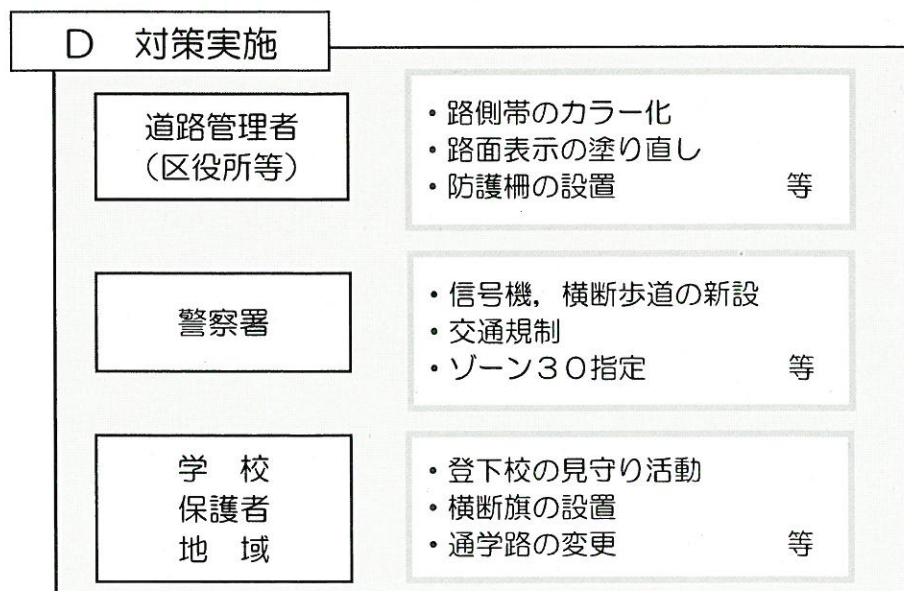
④ 対策の検討

- 事前に各校区及び各区の学校、警察署、道路管理者で対策の検討を行う。
- 協議会において対策内容の報告及び検討を行う。



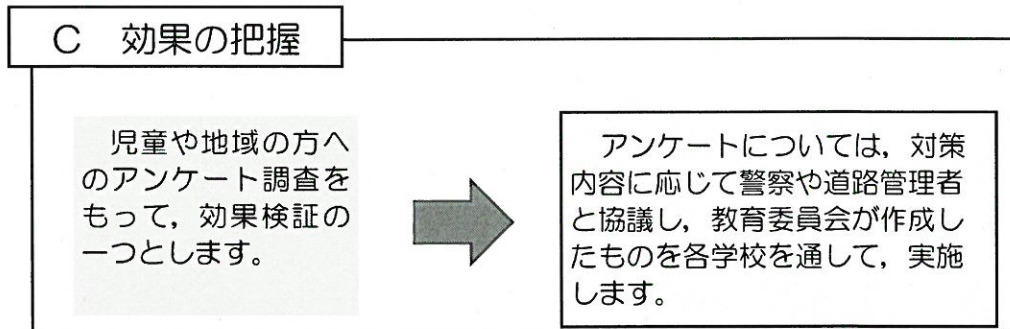
⑤ 対策の実施

- 検討結果に基づき対策を実施



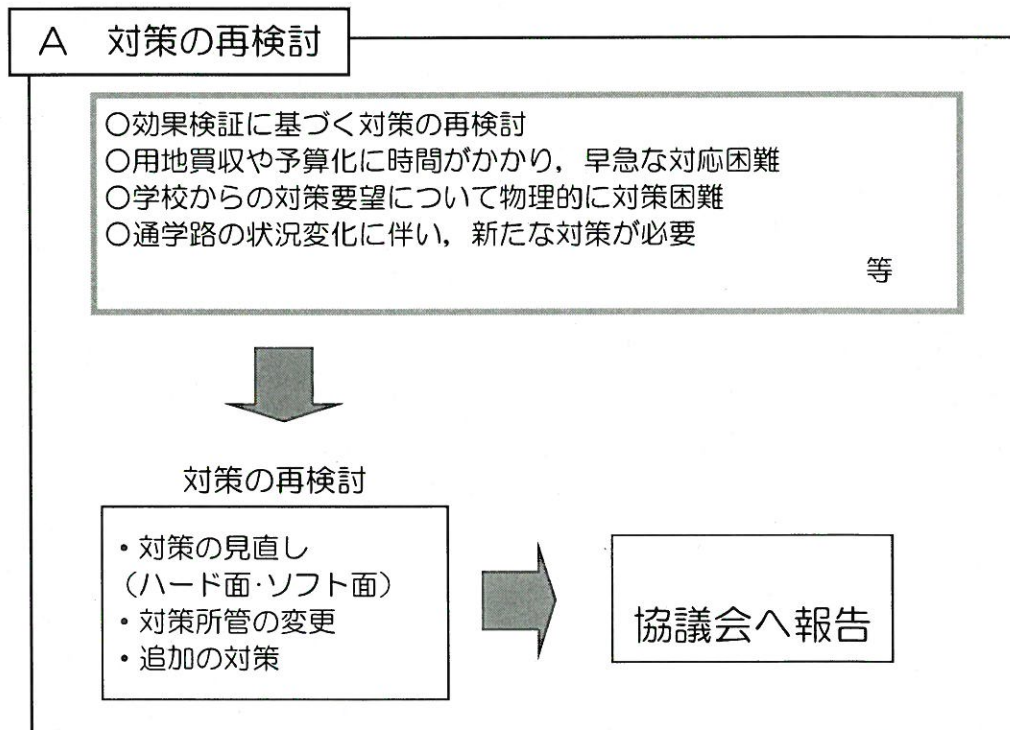
⑥ 対策効果の把握

- ・対策を講じた箇所について，児童や地域の方へアンケート調査による効果の検証を教育委員会で実施。



⑦ 対策の再検討

- ・対策効果の結果を基に，各校区及び各区担当課で追加の対策や対策困難箇所などについて再検討を行う。
- ・協議会において対策箇所及び効果，また再検討結果を報告する。



(2) 学校における取組の推進

① 保護者及び地域との連携

通学路の安全確保には、保護者、地域の理解と協力が不可欠です。なぜならば、地域の交通事情を最もよく把握しているのは、そこに住む保護者や地域の方だからです。車や自転車の通行状況や交差点、横断歩道での歩行者の様子などは地域によって違います。また、曜日や時間帯によっても交通状況は大きく変わってきます。各校区では、スクールガードをはじめ、多くの地域ボランティアの方々の協力により、児童生徒の登下校中の安全が守られています。



スクールガードなど地域のボランティアの方々によって登下校の子どもたちの安全が守られています。



地域の防犯や子どもたちの見守りのために、地域の方々が朝や夕方、青パトに乗って、巡回をしてくれています。

スクールガードとは

国の施策である「地域ぐるみの学校安全体制推進事業」の中核となるのがスクールガードです。名前のとおり、学校を守ることが大きな目的であり、地域ぐるみで行っていくことに大きな意義があります。

【活動】

- 登下校の子どもたちの見守り活動
- 学校内のパトロール
- 校区内等の夜間パトロール
- 教育委員会主催のスクールガード養成講習会の参加 等

※ 地域の状況、環境に応じて様々な活動が行われています。ボランティア活動の一つです。

② 交通安全教室・自転車教室の実施

交通安全教室・自転車教室

市内の小・中・高等学校で交通安全教室・自転車教室を実施します。小学校では低学年において、横断歩道の歩き方や信号機の見方など主に歩行に関する交通安全を学びます。中・高学年においては自転車教室を実施し、安全な自転車利用や交通マナーについて学習します。中・高等学校では、交通ルールや自転車の安全運転や交通事故の賠償責任などについて学習します。

警察と連携した自転車教室



運動場に模擬コースを作ったの実技講習

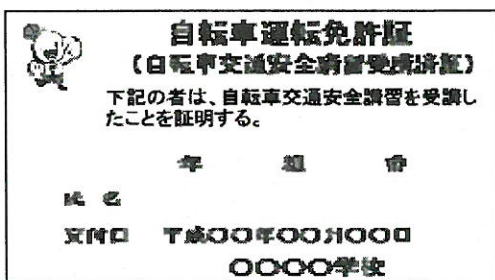


自転車運転シミュレーターでの体験

自転車運転免許制度

福岡市では平成25年4月1日から「福岡市自転車の安全利用に関する条例」が施行されました。福岡市教育委員会では、この条例に基づき、自転車通学を許可している市立学校では、自転車運転免許証の交付を行っています。

自転車運転免許証のモデル



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ☆ 二人乗りの禁止
 - ☆ 夜間はライト点灯
 - ☆ 交差点での信号遵守
 - ☆ 一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

自転車運転免許証の発行までの流れ(例)

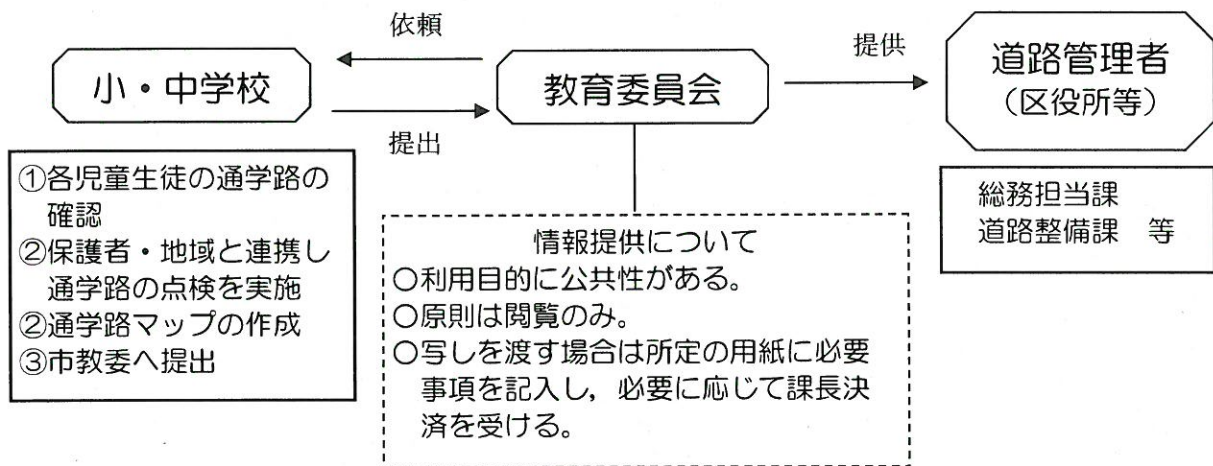
- ① 学校から各区の警察署へ自転車教室の講習依頼
 - ・実施学年、実施日時、内容、方法の打ち合わせ。
- ② 実技講習・講話の実施
 - ・自転車の安全な乗り方、交通ルール・マナーについて。
- ③ 交通ルール・マナーについてのテストの実施
 - ・自転車運転免許テスト問題を教育委員会ホームページよりダウンロード。
- ④ 講習受講者及びテスト合格者に「自転車運転免許証」を発行。

- * 免許証のモデルは教育委員会ホームページよりダウンロードできる。
- * 各学校でオリジナルの免許証を作成・配布する。

③ 通学路マップ・安全マップの作成及び見直し

小・中学校においては、通学路マップ・安全マップを活用し、児童生徒の安全指導を徹底するとともに、各家庭や地域関係者に通学マップ・安全マップを配付し、家庭や地域への安全確保への協力をお願いします。

学校は通学路マップを教育委員会に2部提出し、そのうち1部は学校指導課で保管し、関係各課等からの照会に対応します。もう1部は教育委員会から各区役所の道路管理担当課へ送付します。



通学路マップ

The image shows a sample of a '通学路マップ' (School Route Map). It consists of a map of a residential area with a specific route highlighted in red. To the right of the map is a form with the following fields:

- ①学校番号 (School Number)
- ②学校名 (School Name)
- ③校長名 (Principal's Name)
- ④電話番号 (Phone Number)
- ⑤安全教育担当者 (Safety Education Officer)
- ⑥児童生徒・学級数 (Children/Students and Number of Classes)
- ⑦バス通学の有無 (Whether Bus Commuting is Available)
- ⑧自転車通学の有無 (Whether Bicycle Commuting is Available) (中学校のみ) (Middle School Only)
- ⑨諸施設図示記号 (Facility Indication Symbols)
- ⑩最遠方の通学路距離 (Distance of the Farthest Route)
- ⑪指定学校変更の児童生徒数 (Number of Children/Students Changing Designated Schools)

◎ 通学路は児童生徒の自宅から学校までの道のりだが、通学路マップには、自宅から学校に向かう主な幹線道路を朱線で示すようにする。したがって、朱線で示されていない道路（自宅から幹線道路までの道など）でも、通学路になっている道路もある。

福岡市通学路交通安全対策推進の基本スケジュール

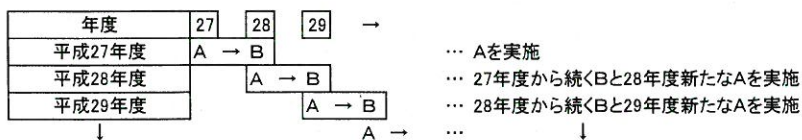
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	福岡市通学路交通安全対策推進協議会								推進協議会				
	保護者・地域	P: 学校による通学路の安全点検											
	学校												
	教育委員会	P: 学校から調査等の回収及び整理・調整		P: 事前調査(合同点検必要箇所の精査)									
	道路管理者												
警察								P: 対策の検討					
										D: 対策の実施 【対策の検討後及び対策の再検討後】			

学校からあがった危険箇所の報告
 合同点検実施箇所の報告
 対策内容の報告・検討

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
B	福岡市通学路交通安全対策推進協議会												推進協議会	
	保護者・地域	D: 対策の実施 【対策の検討後及び対策の再検討後】												
	学校													
	教育委員会													
	道路管理者													
警察														
										C: 対策箇所の効果検証(アンケート調査)【対策の実施後】		A: 対策の再検討【必要に応じて】		

対策実施箇所の報告
 対策による効果の検証
 対策の再検討
 基本方針の見直し

※スケジュールは大まかな目安であり、実施状況などを踏まえ、必要に応じて見直す。



○関係機関一覧

区役所	東区	総務課 防災・安心安全係	645-1038
	博多区	総務企画課 防災・安心安全係	419-1044
	中央区	地域支援課 防災・安心安全係	718-1056
	南区	総務課 防災・安心安全係	559-5063
	城南区	総務課 防災・安心安全係	833-4055
	早良区	総務課 防災・安心安全係	833-4304
	西区	総務課 防災・安心安全係	895-7037
道路下水道局		道路計画課	711-4462
市民局		生活・安全課	711-4061
警察署	中央署	交通第一課	734-0110
	博多署	交通第一課	412-0110
	東署	交通第一課	643-0110
	南署	交通第一課	542-0110
	早良署	交通第一課	847-0110
	西署	交通課	805-6110
県警本部	交通規制課		641-4141
	交通企画課		641-4141
教育委員会		生徒指導課	711-4639